平成２５年（フ）第２０６１号
札幌市白石区本郷通３丁目南４番18号　富士ビルディングⅡ―205号
債務者　竹田　達彦
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０７７号
札幌市豊平区月寒西４条６丁目４番10号　フレスノパーク月寒203号
債務者　畠山　千里
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８４号
札幌市手稲区曙11条１丁目４番１―101号
債務者　川村　　実
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０８５号
札幌市中央区南９条西11丁目１番17―105号
債務者　八重樫君江（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９３号
北海道恵庭市島松寿町２丁目34番地14
債務者　高橋　　弘
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２２号
札幌市西区琴似２条６丁目１番35―309号
債務者　加藤京代美
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１２５号
札幌市南区川沿３条３丁目２番２号　第１フラワーコーポ201号
債務者　工藤幸司郎
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３３号
札幌市西区山の手１条４丁目２番15号　サンコーポ105号
債務者　工藤　一彦
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３８号
札幌市北区屯田町1048番地10
債務者　菊地　　恵
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１４４号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目４番３―611号
債務者　工藤　　智
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１５８号
札幌市手稲区富丘３条６丁目２番９―206号
債務者　山田　玲子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２１８号
札幌市厚別区青葉町３丁目２番１―310号
債務者　新岡久美子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２３１号
札幌市白石区菊水７条４丁目１番21―305号
債務者　阿部　匡史
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２号
群馬県藤岡市小林88番地３
債務者　関口　秀和
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３５号
群馬県高崎市足門町1037番地１
債務者　鈴木　正子（旧姓山藤）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５０７号
神奈川県厚木市旭町４丁目17番５―401号
債務者　石井　若菜
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５６４号
神奈川県小田原市栢山3297番地の１　アーデルホーム107号室
債務者　高橋　ルミ
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５７０号
神奈川県伊勢原市下落合603番地の２　コーポ堤101号
債務者　本田千亜妃
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部